



平成16年12月14日 (火)
 第 1 633 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
土地改良区の清算人の退任の届出	(農 村 整 備 課)	3
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	3
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	5
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	6
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	6
教委規則		
島根県立高等学校通学区域規程の一部改正	(高 校 教 育 課)	7
正 誤		
平成16年11月30日付け島根県報第1,629号中	(総 務 課)	10

告 示

島根県告示第1,219号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1 日
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
雲南市国民健康保険掛合診療所	雲南市掛合町掛合1312	平成16年11月 1 日
雲南市国民健康保険波多出張診療所	雲南市掛合町波多464	平成16年11月 1 日
益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地 2	平成16年11月 1 日
益田地域医療センター医師会病院 柏原出張所	益田市柏原町1313 - 1	平成16年11月 1 日
益田地域医療センター医師会病院 美濃出張所	益田市美濃地町イ157 - 2	平成16年11月 1 日

益田地域医療センター医師会病院 飯浦出張所	益田市飯浦町イ985	平成16年11月1日
益田地域医療センター医師会病院 種出張所	益田市下種町1179 - 1	平成16年11月1日
益田市国民健康保険美都歯科診療所	益田市美都町都茂1165番地 1	平成16年11月1日

島根県告示第1,220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
安来能義医師会病院	能義郡伯太町安田1700番地	平成16年9月30日
公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田96 - 1	平成16年10月31日
掛合町国民健康保険掛合診療所	飯石郡掛合町大字掛合1312	平成16年10月31日
掛合町国民健康保険直営波多出張診療所	飯石郡掛合町大字波多464	平成16年10月31日
益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地 2	平成16年10月31日
益田地域医療センター医師会病院 柏原出張所	益田市柏原町1313 - 1	平成16年10月31日
益田地域医療センター医師会病院 美濃出張所	益田市美濃地町イ157 - 2	平成16年10月31日
益田地域医療センター医師会病院 飯浦出張所	益田市飯浦町イ985	平成16年10月31日
益田地域医療センター医師会病院 種出張所	益田市下種町1179 - 1	平成16年10月31日
美都町国民健康保険歯科診療所	美濃郡美都町大字都茂1165番地 1	平成16年10月31日

島根県告示第1,221号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定（平成15年島根県告示第19号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

表中赤来町の部を次のように改める。

飯南町	旧谷村の区域	40アール
-----	--------	-------

島根県告示第1,222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡口羽村土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

日高 忠正 邑智郡邑南町上口羽288番地
井上 昌義 邑智郡邑南町下口羽536番地 1
栗原 満男 邑智郡邑南町下口羽877番地 1
藤原 光三 邑智郡邑南町下口羽1159番地
三上 徹 邑智郡邑南町上田1437番地
遠堂 武雄 邑智郡邑南町上田952番地 3
平佐 達 邑智郡邑南町上田83番地

島根県告示第1,223号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2556 - 3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,224号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

多伎町

2 事業の種類

多伎いちじく温泉2号泉源整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県簸川郡多伎町大字久村地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

多伎いちじく温泉2号泉源整備事業(以下「本件事業」という。)は、多伎町が、既設の多伎いちじく温泉のグレードアップと湯量の確保を目的に第2泉源を整備しようとするものであり、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である多伎町は、一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

① 本件事業は、現在循環式で湯を利用している既設の温泉施設について掛け流し方式に変更し、温泉のグレードアップを図るとともに、湯量を確保することを目的として第2泉源を整備するものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

② 一方、起業地の選定にあたり、起業者は、泉源調査を行い掘削地を選定し、実際に良好な温泉が湧出した土地を起業地として選定しており、他に代替となる土地を選定できないこと、及び、農地である起業地を泉源として転用することについて農業振興部局から支障ない旨の意見が付されていることを考慮すると、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

③ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、過疎地域自立促進計画(平成17年度～平成21年度)の中にあるいちじく温泉整備事業の一環として泉源を整備するものである。

既設の多伎いちじく温泉は、現在循環式で湯を利用しているが、掛け流し方式にすることで、常に新鮮な源泉を提供でき、菌が棲みやすい循環濾過の濾材、熱交換機、配管が不要となる等の効果があるため、温泉施設としての効用が高まるものと考えられる。また、毎分120リットルの揚湯量があり、第1号泉(揚湯量:毎分90リットル)と併せて利用することにより十分な湯量が確保できるものと考えられる。

以上のことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

多伎町役場

島根県告示第1,225号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字三成1406番1地先から同大字546番4地先まで	前	A メートル 4.30～ 26.00	メートル 530.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B 11.00～ 70.00	440.00		
			後	B 11.00～ 70.00	440.00		
"	斐川一畑大社線	平田市河下町1562番6地先から同町1538番7地先まで	前	A 6.00～ 8.00	83.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ迂回路設置
				A 6.00～ 8.00	83.00		
			後	B 10.60～ 15.40	96.00		
"	邑智大森線	邑智郡美郷町杵谷140番5地先から同150番9地先まで	前	A 2.20～ 10.00	250.00	川本土木建築事務所	県営土地改良事業に伴う付替工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				A 2.20～ 10.00	250.00		
			後	B 6.00～ 25.00	300.00		
"	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵1146番1地先から同地先まで	前	12.00～ 41.00	80.00	川本土木建築事務所	道路改良工事
			後	12.00～ 111.20	80.00		拡幅
"	"	邑智郡美郷町久保1085番4地先から同703番1地先まで	前	9.00～ 65.00	110.00	川本土木建築事務所	道路改良工事
			後	9.00～ 65.00	110.00		拡幅

島根県告示第1,226号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	蟠竜湖線	益田市高津町4丁目イ2355番24地先から同イ2550番218地先まで	メートル 366.00	平成16年 12月14日	益田土木建築事務所	
"	邑智大森線	邑智郡美郷町杵谷322番10地先から同316番1地先まで	119.50	平成16年 12月24日	川本土木建築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成16年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひまわり

3 代表者の氏名

岡本久三

4 主たる事務所の所在地

浜田市佐野町イ239番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対して、デイサービスを通して介護者への介護指導及び健康相談を行う。また、ずっこけ劇団による福祉施設の訪問と市民のふれあいの場を提供する事業を行い、地域福祉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年12月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 開発区域
安来市荒島町字割田1732 - 1 番地 外 6 筆
面積 2,259.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目29番 9 号
株式会社メタルフィット
代表取締役 飯岡隆夫

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月14日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第35号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和25年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

を

県立安来高等学校	安来市 松江市 平田市
県立松江北高等学校	出雲市 八束郡 能義郡
県立松江南高等学校	仁多郡 大原郡 飯石郡
県立松江東高等学校	簸川郡 隠岐郡
県立大東高等学校	
県立横田高等学校	
県立三刀屋高等学校	
県立飯南高等学校	
県立平田高等学校	
県立出雲高等学校	
県立大社高等学校	
県立隠岐高等学校	
県立隠岐島前高等学校	
県立大田高等学校	簸川郡（多伎町に限る。）
県立川本高等学校	大田市 江津市 浜田市
県立邑智高等学校	益田市 邇摩郡 邑智郡
県立矢上高等学校	那賀郡 美濃郡 鹿足郡
県立江津高等学校	
県立浜田高等学校	
県立益田高等学校	
県立吉賀高等学校	
県立津和野高等学校	

県立安来高等学校	安来市 松江市 雲南市
県立松江北高等学校	平田市 出雲市 八束郡

県立松江南高等学校	仁多郡 飯石郡 簸川郡
県立松江東高等学校	隠岐郡
県立大東高等学校	
県立横田高等学校	
県立三刀屋高等学校	
県立飯南高等学校	
県立平田高等学校	
県立出雲高等学校	
県立大社高等学校	
県立隠岐高等学校	
県立隠岐島前高等学校	
県立大田高等学校	簸川郡 (多伎町に限る。)
県立川本高等学校	大田市 江津市 浜田市
県立邑智高等学校	益田市 邇摩郡 邑智郡
県立矢上高等学校	那賀郡 鹿足郡
県立江津高等学校	
県立浜田高等学校	
県立益田高等学校	
県立吉賀高等学校	
県立津和野高等学校	

に改める。

別表第 3 中

県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	安来市 松江市 平田市 出雲市 大田市 八束郡
県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	能義郡 仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立江津工業高等学校 機械科及び建築科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡
県立益田工業高等学校 電気科	那賀郡 美濃郡 鹿足郡
県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及 び情報技術科	全 県
県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科	
県立江津工業高等学校 総合電気科	
県立益田工業高等学校 電子機械科及び工業化学科	

を

県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	安来市 松江市 雲南市 平田市 出雲市 大田市
県立出雲工業高等学校	八束郡 仁多郡 飯石郡

機械科、電気科及び建築科	簸川郡 隠岐郡
県立江津工業高等学校 機械科及び建築科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡
県立益田工業高等学校 電気科	那賀郡 鹿足郡
県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及 び情報技術科	全 県
県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科	
県立江津工業高等学校 総合電気科	
県立益田工業高等学校 電子機械科	

に改める。

別表第 4 中	県立松江商業高等学校 商業科	安来市 松江市 平田市 出雲市 八束郡 能義郡
	県立出雲商業高等学校 商業科	仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
	県立隠岐高等学校	
	県立浜田商業高等学校 商業科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 美濃郡 鹿足郡
	県立情報科学高等学校 県立松江商業高等学校 情報処理科及び国際ビジネス科	全 県
	県立出雲商業高等学校 情報処理科及び国際経済科	
県立川本高等学校 県立浜田商業高等学校 国際情報ビジネス科及び情報処 理科		

を

県立松江商業高等学校 商業科	安来市 松江市 雲南市 平田市 出雲市 八束郡
県立出雲商業高等学校 商業科	仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立隠岐高等学校	
県立浜田商業高等学校 商業科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡
県立情報科学高等学校	

に改める。

県立松江商業高等学校 情報処理科及び国際ビジネス科 県立出雲商業高等学校 情報処理科及び国際経済科 県立浜田商業高等学校 国際情報ビジネス科及び情報処 理科	全 県
--	-----

別表第 6 中

県立松江北高等学校 県立松江南高等学校 県立出雲高等学校	安来市 松江市 平田市 出雲市 八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立大田高等学校 県立浜田高等学校 県立益田高等学校	簸川郡(多伎町に限る。) 大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 美濃郡 鹿足郡

を

県立松江北高等学校 県立松江南高等学校 県立出雲高等学校	安来市 松江市 雲南市 平田市 出雲市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立大田高等学校 県立浜田高等学校 県立益田高等学校	簸川郡(多伎町に限る。) 大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成17年度以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

正 誤

平成16年11月30日付け島根県報第1,629号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から 3	(水)	(火)